

議案第 87 号

川崎市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 2 年 6 月 1 日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

川崎市病院事業の設置等に関する条例（昭和 41 年川崎市条例第 42 号）の一部を次のように改正する。

別表の 1 使用料又は利用料金の表種別の欄中「川崎病院」の次に「及び多摩病院」を加え、「及び多摩病院」を削り、同表付記の欄中「川崎病院に限る」を「井田病院を除く」に改める。

附 則

この条例は、令和 2 年 10 月 1 日から施行する。

## 参考資料

### 制 定 要 旨

保険医療機関及び保険医療養担当規則及び高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準の一部改正に伴い、多摩病院に係る非紹介患者初診加算料を改定し、及び再診患者加算料を新設するため、この条例を制定するものである。